

2021年12月15日

各 位

会 社 名 カレント自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 江頭 大介
(コード：7690 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役 渡辺 一世
TEL:045-905-1008

U R L <https://www.currentmotor.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年12月15日開催の取締役会において、2022年1月28日開催予定の第21期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営状況や経営環境の変化に迅速に対応し、当社グループの成長戦略を着実に実行することおよび危機管理等の機能を強化し企業統治の一層の拡充を図るために取締役の員数を8名以内に変更致します。
- (2) 経営体制の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス体制の強化の一環として、取締役会の監査機能の向上と監査の実効性をより高めるため、監査役の員数を3名以内とし、監査役会設置会社に移行致します。
- (3) 従業員の増員に対応するため本社を移転し、経営効率向上を図ります。

2. 変更の内容

本件定款変更の内容は別紙の通りであります。

3. 定款変更の日程

2022年1月28日 定款変更のための株主総会決議
2022年1月28日 定款変更の効力発生

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>横浜市青葉区</u>に置く。</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新設)</p> <p>第 5 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p>第 20 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章監査役</p> <p>第 30 条 (監査役の員数) 当社の監査役は、<u>2名</u>以内とする。</p> <p>第 31 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>横浜市</u>に置く。</p> <p>第 4 条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u></p> <p>第 5 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>8名</u>以内とする。</p> <p>第 20 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章監査役および<u>監査役会</u></p> <p>第 30 条 (監査役の員数) 当社の監査役は、<u>3名</u>以内とする。</p> <p>第 31 条～第 32 条 (条文省略)</p> <p><u>第 33 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第 34 条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 35 条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>第 36 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p>
第 33 条 (報酬等)	第 37 条 (<u>監査役の報酬等</u>)
第 34 条 (責任免除)	第 38 条 (<u>監査役の責任免除</u>)
第 35 条～第 38 条 (条文省略)	第 39 条～第 42 条 (条文省略)

以 上